



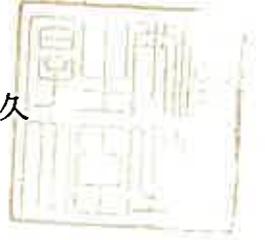
厚生労働省発基0618第1号

令和3年6月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 特別加入の対象となる事業として、自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に加えて、原動機付自転車又は自転車を 사용하여行う貨物の運送の事業を新たに規定すること。

二 特別加入の対象となる特定作業として、情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査若しくはセキュリティ管理その他情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくはデザインその他ソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるものを新たに規定すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の二の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年九月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。